

熊本地震災害 義援金を送金

市は、平成28年熊本地震災害義援金の募金活動を行い、集まった義援金を日本赤十字社大阪府支部を通して、熊本県に送りました。

▽4月17日に行われた「交野市チャリティーマラソン2016」で、市と交野市チャリティーマラソン実行委員会が共同で実施した募金活動で集まった義援金38万1932円



募金活動の様子

▽4月21日・22日に、市内5駅（交野市駅・郡津駅・私市駅・河内警船駅・星田駅）で、市職員が実施した募金活動で集まった義援金63万7406円

問い合わせ 地域安心課（TEL 892・0121）

国民健康保険のお知らせ

問い合わせ 医療保険課 (TEL 892・0121)

■保険料の料率が決まりました

6月中旬に、28年度の「国民健康保険料納入通知書」を発送します。

4月から翌年3月までの12か月分の年間保険料を、6月から翌年3月までの10回で割って通知します。

保険料率は、医療費の伸びや国民健康保険加入者の所得の状況、加入者数および加入世帯を基に算出しています。また、保険料は、医療分・支援金分・介護分を合算した額です。

限度額については、中間所得者層の負担軽減を図るため、国の基準とおりを引き上げました。

所得割、均等割、平等割の保険料率は下表のとおりです。

■納付方法について

保険料は、6月から翌年3月までの年10回に割って納めていただきます。

5月中に転出や社会保険の加入などで、国民健康保険の資格を喪失した世帯には、4月分の保険料を28年度の保険料確定後の6月納期分（1期分）として納入通知書を送付します。

※特別徴収（年金天引き）の世帯の人は、4・6・8月が仮徴収となり、10・12・2月が本徴収の年6回払いとなります。

■保険料の支払いが困難な場合

災害、倒産・解雇などで、大幅に所得が減少した場合や生活困窮などの特別な事情により支払いが困難な場合は、保険料の減免などの制度がありますので、ご相談ください。

■休日納付相談窓口

平日の昼間に、納付や納付相談が困難な人は、ご利用ください。

とき 6月12日（日）午前

インターネットで本会議を配信

問い合わせ 議会事務局 (TEL 892・0121)

市議会では、28年3月から本会議の録画映像をインターネットで配信しています。

■視聴方法

パソコン、タブレット、スマートフォンで、市議会ホームページから視聴することができます。

また、次のQRコードやホームページから議会中継のページに直接アクセスすることができます。



▽QRコード



議会映像配信の様子

▽ホームページ＝<http://smartdiscussion.net/smart/tenant/katano/WebView/>

■6月議会の予定

6月議会についても、会議後順次、配信していく予定です。ぜひ視聴してください。

▽6月6日（月）＝本会議初日（議案上程・採決）

▽6月20日（月）～22日（水）＝一般質問

▽6月24日（金）＝本会議最終日（委員長報告・採決）

※議会の日程は、あくまでも予定であり、変更となる場合があります。

■映像の配信

録画映像は、会議が終了した日の翌日から、おおむね7日後（土・日曜日、祝・休日を除く）に配信を開始します。なお、ライブ中継については、今後予定をしております。

10時～午後3時
ところ 市役所本館1階 医療保険課

■医療費一部負担金の減免制度

次のような事情により、病院などに支払う医療費の自己負担額の支払いが困難な場合は、一部負担金の減免制度があります。

- ①世帯主および同一世帯の被保険者が所有する家屋やその他の財産が風水害、火災などで全壊、全焼など重大な被害を受けた場合
 - ②世帯主および同一世帯の被保険者が事業の休止、失業や傷病、死亡により収入が著しく減少した場合
 - ③その他①・②に類する事由があり、医療機関への支払いが極めて困難な場合
- ※減免が認められるには、一定の条件があります。

■保険料の納付は口座振替で

保険料の納付を口座振替にすると、毎月納めにいく手間が省け、納め忘れもなくなります。

□口座振替依頼書は、市役所本館1階医療保険課、星田出張所、市内の指定金融機関にあります。

消費者相談

～不用品の処分にご注意～

問い合わせ 消費生活センター（ゆうゆうセンター1階、TEL 891・5003）



業者もあり、問題です。支払いは見合わせて、当センターにご相談ください。

今回の取引は解消して、不用品は市役所のルールに従って処分しましょう。

助言

粗大ごみや不用品の収集・運搬は、市および市の許可を受けた一般廃棄物の処理業者しかできません。

無許可の業者が不法投棄をしたり、不適正な処理をした事例もあります。その結果、有害物質が空気中に放出されたり、火災になったケースもあります。

電話で、不用品の買い取りを持ち掛ける業者の苦情も寄せられています。不用品を引き取ると言ったにもかかわらず、家に来たら貴金属を出すよう、強引に要求されたという事例もあります。注意しましょう。

Q

「不用品無料回収」と拡声器で呼びかける、軽トラックが回ってきたので、家電製品や家具を出しました。

車に積み込んでから、いきなり5万円を支払うように言われて、押し問答になっています。

A

業者は強引に、5万円を請求しているようですが、価格の合意がなく、契約が完全には成立していないと思われる。クーリング・オフが主張できる場合もありますが、そもそも連絡先を知らせない

28年度 保険料の料率					
		医療分	支援金分	介護分	
年 間 保 険 料 (①～③の合計)	①所得割	基準総所得金額 (27年中の所得が対象) × 7.87 %	× 2.31 %	× 2.48 %	
	②均等割	被保険者 1人あたり	28,720 円	8,710 円	9,990 円
	③平等割	1世帯あたり	22,800 円	6,910 円	5,880 円
	限度額	54 万円	19 万円	16 万円	
40 歳以上 65 歳未満の国保加入者は、介護分が加算されます。					

所得割の基準総所得金額の計算方法

- 給与所得などの場合
給与収入－給与所得控除－基礎控除（33万円）
 - 公的年金などの場合
年金などの収入－公的年金等控除－基礎控除（33万円）
 - 営業・その他の事業・不動産所得などの場合
収入－必要経費－基礎控除（33万円）
- ※複数の所得がある場合でも、基礎控除は33万円のみです。

は納付できません。

■ジェネリック医薬品への切り替えについて

市では、薬剤費の自己負担軽減と国民健康保険医療費の削減を目的に、ジェネリック医薬品の普及促進に取り組んでいます。

ジェネリック医薬品の服用を希望する人は、医師・薬剤師にご相談いただき、切り替えにご協力ください。

申し込みに必要なもの

- ▽預貯金通帳
- ▽金融機関届出印
- ▽国民健康保険の納入通知書
- ▽申し込み先 市指定の金融機関窓口

■コンビニでも納付できます

保険料はコンビニエンスストアでも納付できますが、納付期限が過ぎた納付書、コンビニ収納用バーコードの印刷がない納付書は、コンビニで



介護保険のお知らせ

問い合わせ 高齢介護課
(TEL 893・6400)

営され、保険料を納めることで、介護が必要となったとき、安心してサービスを受けることができます。



■保険料は期限までに

保険料の滞納があった場合、介護サービスの使うときに支払う1割、または2割の自己負担が3割になるなど、滞納期間に応じた保険給付の制限を受けることがあります。必ず納期限内に納めましょう。

■保険料の軽減

真に生活が困難な状況にある人に対し、生活実態に則した保険料の軽減を行います。
対象 介護保険料所得段階区分が第2・3段階で、次の①～⑧の要件すべてに該当し、保険料の支払いが困難であると認められる人

- ①世帯全員が市民税非課税であること(確定申告または市民税申告が必要)
- ②世帯の年間収入合計が144万円以下であること(2

人以上的場合は33万円、配偶者は38万円を加算)
③市民税課税者に扶養されていないこと

④市民税課税者と生計を共にしていないこと

⑤健康保険などの医療保険で、被扶養者となっていないこと

⑥資産などを活用しても、生活が困窮している状態にあること(住居用資産を除く)

⑦世帯の銀行預金などの元本合計が350万円以下であること

⑧介護保険料を滞納していないこと

軽減内容 保険料第2段階を第1段階に、第3段階を第2段階に軽減

申し込み 「平成28年度介護保険料納入通知書兼特別徴収開始通知書」印鑑、預貯金・年金受給額が確認できるもの(世帯全員分)、マイナンバーカードなどの本人確認ができるものを高齢介護課まで、持参してください。

■保険料の徴収猶予
保険料の支払いが、一時的に困難な状況にある人には、徴収猶予制度があります。

保険料の納め方 (第1号被保険者)

特別徴収 (年金から天引き)

老齢・退職年金などが年額18万円(月額1万5千円)以上の人は、2か月ごとの年金定期支払時に、介護保険料が天引きされます。

4月	6月	8月	10月	12月	2月
仮徴収期間			本徴収期間		

普通徴収 (納付書・口座振替)

老齢・退職年金などが年額18万円(月額1万5千円)未満の人、特別徴収が開始される前の人は、納付書を送りますので、納付期限までに近くの金融機関、コンビニエンスストアなどで納めてください。また、納め忘れないよう、口座振替をお勧めします。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
本算定期間											

第1号被保険者の介護保険料段階表

段階	対象者	年間保険料
1	生活保護受給者、世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者	27,540円
2	世帯全員が市民税非課税で、かつ前年の本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が	80万円以下
3		80万1円以上120万円以下
4	世帯の誰かに市民税が課税されているが本人は市民税非課税で、前年の本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が	120万1円以上
5		80万円以下
6	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が	80万1円以上
7		120万円未満
8		120万円以上190万円未満
9		190万円以上200万円未満
10		200万円以上350万円未満
11		350万円以上500万円未満
12		500万円以上650万円未満
13		650万円以上800万円未満
		800万円以上

※所得金額は、前年(27年1～12月)の合計所得金額です。